

「後期高齢支援システム標準化検討会市区町村 WT」

第5回議事概要

日 時：令和5年3月10日（金） 13：30～16：00

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

市野塚 杏子	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係
岩村 幸治	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
伊藤 悠紀	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主査
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
山下 貴幸	西海市長寿介護課 主事
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主任

（オブザーバー）

水村 将樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
荻本 陵史	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
宮本 寛太	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 事務官
浅見 雅彦	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

## 【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 意見照会結果とその他課題・検討事項について
3. 標準仕様書 1.1 版（案）の修正点について
4. 今後の依頼事項について

## 【意見交換（概要）】

### （資料 2\_意見照会結果等について）

- （3.2 横並び調整方針改定版の取り込みについて 保存期間を経過した情報の削除に関すること）
  - ③の要件に記載されている「個人番号を削除した」とは、②に記載されている「個人情報及び関連情報」の削除を指しているのか。また、「削除した旨の証明書」とは誰に対して証明を出すものか。
    - ⇒番号法で規定されている業務で使用する前提で情報が取得されており、対象者が転出された場合には、必要性がなくなるためこれを削除することが求められる。番号情報もこれに付随するものであるため、削除が求められているものと理解している。証明書については本人から申し出があった場合に発行することを想定しているが、理解に誤りがあればデジタル庁様よりご指摘いただきたい。
    - ⇒個人情報の取り扱いガイドラインに合わせて③を記載しており、ガイドラインでは、個人番号を廃棄した場合には自治体に対して削除したことを証明できるように、という記載があったため、当該システムを運用している事業者から自治体へ対して、削除作業完了の証明書を発行するという機能として記載している。
    - ⇒本人に対して発行するものを想定していたが、ご説明の通りであれば、削除対象情報と作業期間が示された内容であればよいと、様式は存在しないものとして理解した。ただし、削除対象情報として何を示すべきかなど実現すべき要件が曖昧になっているため、背景などの補記が必要と考える。
- （2.3 DV加害者情報の取り扱いについて）

DV加害者情報の取り扱いについては気になっているところであるが、意見照会を経てオプションとして取り込むことで検討されたとのことで、今後の動向を見守る。自身の主管課でも様々な意見があり、意見照会にて提出した。

  - ⇒関係セクションがいろいろあるため調整が難しいところと理解している。貴自治体ではどのセクションが取り纏めているのか。またはそれぞれの業務担当がそれぞれの担当部分のみを管理しているのか。またDV相談の所管課は文書に明記されているのか。わかる範囲で教えてほしい。
  - ⇒戸籍住民の主管課が、被害者及び加害者情報の管理をしており、今後も同様に戸籍

住民課で管理する予定。また、高齢者虐待の場合は高齢者養護の係から連携をうけているようなところもある。文書の明記については即答できない。

⇒標準化後は、DV情報が広域連合にも連携されるということか。広域連合でも情報を保持するのか、または市区町村内にとどめて管理するのか。

⇒現状、DVに関する情報については、後期高齢支援システムから広域標準システムに取り込むインターフェースはなく、広域標準システム側で実装するまでは、後期高齢支援システムとしても広域標準システム向けのインターフェースを実装しなくてよい、という扱いにしている。広域連合に情報を渡すことになれば検討が必要であるが、現状としては市区町村内で管理することになる。

⇒現在当市では、年1回程度広域連合に対してDV対象者情報を紙出力したものをPDF化してメールにて連携している。現状広域標準システムにはインターフェースでのデータ連携では反映されないということだが、今後インターフェースができればデータ連携されていくということか。

⇒現在、広域標準システムにもDVの被害者に関する管理機能はあり、画面検索・帳票出力時の警告を出す機能は有している。窓口端末と呼ばれる市区町村の端末からも登録することもできるようにも機能上はなっている。ただし、該当の画面の登録権限を市区町村に付与しているかどうか広域連合毎に異なっているという認識。今後データ連携が実現できれば情報の反映の即時性が改善される等のメリットはあるが、現状当該機能の開発は予定されていないため、今後の課題と考える。

○ (4.1 その他検討・課題事項について No1. 葬祭費支給の独自運用について)

葬祭費支給については、該当する広域連合から今後の対応方針に関するアンケートが発出されているところである。

⇒アンケートが発出されているとのことで、検討が進められている状況であることを理解した。今後も依頼があれば事務局としては検討支援をする予定だが、検討課題としてはクローズさせていただく。

○ (4.1 その他検討・課題事項について No2. 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について)

デジタル庁で検討されている、データ要件・連携要件の見直し版はいつ頃提示されるのか。

⇒文字要件については、現在自治体ベンダに意見照会をしているところであり、意見整理後、令和5年3月末に見直し結果を発出予定である。過渡期における考慮についても、意見をいただいているので、何らかの方針を3月末に示せるように進めている。

⇒後期高齢の分野において、他の19業務と異なる特別な文字の扱いをする必要はな

いため、文字関連のベースは住民基本台帳であり、それらを利用する保険料の納付書等という点では、税、国保等と横並びになるものと考えていかかがか。

⇒基本的には他制度と横並びとなるとは考えるが、後期高齢支援システムだけが文字要件に対応し、広域標準システムが対応していない場合、市区町村と広域連合のそれぞれから出力される住民宛通知に同一人物でも表記される文字が異なってしまうなどの影響が発生する。これが後期高齢ならではの特性としてあると考えている。

#### (資料 4\_帳票レイアウト)

- (還付、督促状、保険料決定通知等の帳票について)

通知等が返送された際に、バーコードを読み取ることでその通知の発布日等がシステムに反映される機能を現在使用しているが、標準化後はバーコードの印字項目がないため機能を利用することはできないのか。

⇒「資料 6\_後期高齢者医療システム標準仕様書 1.1 版 (案)」の 40 ページ「第 3 章 2.1 ③QR コードの活用について」に QR コードの印字について示しており、帳票レイアウトは「共通 02：宛名シール印刷用帳票」に印字位置を示している。この印字位置は、各帳票の宛名部分の印字内容の参照先としているため、各帳票の宛名部分の印字イメージも同様となる。QR コードについては、標準オプション機能として規定している。QR コードとバーコードも用途は同じであるため、これらの規定によりバーコードについても印字可能である。

ただし、QR コードの生成自体は帳票印刷用ソフトウェアに依存している部分であるため規定しておらず、印字のために必要な情報は印字項目に含まれる想定であるため、個別のデータ出力機能としても規定していない。帳票印刷する項目以外の値を個別に設定する必要がある場合は、外付けシステムの処理で実現されるものとして整理している。

また、読み取りについても読み取りソフトウェアが実現する機能であるため標準仕様書としては規定しておらず、画面表示等の創意工夫の範囲になると考える。

⇒バーコードも対象に含めた解釈が可能となるように QR コード「等」とバーコードも含めた表記に見直していただきたい。

⇒記載を修正する。

#### (資料 3\_ (別紙 2) 機能・帳票要件)

- (機能 ID : 0250354 「還付先登録」)

年金保険者への返納について、通常返納時は法定相続人外の方が死亡の手続きで年金の喪失届を提出した際に、年金保険者に返すための対象者を洗い出すが、この業務に付随した機能として当該機能が記載されているのか。

⇒機能 ID : 0250211 に付随した機能として記載しているものである。年金特別徴収の

方については、資格喪失後、異動賦課を行うと特別徴収が停止できなかった部分の保険料に過誤納が発生し、その際に本人に還付するのか年金保険者還付にするかを選択できるようにしている。そのうち年金保険者還付と判断した対象者を一括で取り込み可能とする機能が機能 ID : 0250354 となる。

#### (資料 4\_帳票レイアウト)

- (3 ページ : 保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書)  
保険料増減額が追加されたが、住民にとっても自治体職員にとってもわかりやすいものとなった。通知を受け取った市民から、支払いを行う必要があるのかどうか分からない、という質問が届くことがあったため、標準化の仕様になることで改善されるということを理解した。

#### (今後の依頼事項について)

- 分科会及び WT の結果を踏まえて標準仕様書に反映し、3/15 (水) を目途に展開予定である。ご意見があれば 3/17 (金) までに事務局へ提出いただきたい。
- DV 加害者情報の取り込みについては、本日の事務局案に対して不適切といったご意見はなかったことから、デジタル庁において、後期高齢支援システムから参照可能な連携情報として、連携要件に追加するかどうかの検討を行っていただくことでよろしいか。  
⇒ デジタル庁において連携要件の項目追加として検討を行い、令和 5 年 3 月末に情報を発出できるよう進めていく。